

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十号）（医療整備課）

一 趣旨

埼玉県医療施設耐震化基金を充当する事業が平成二十八年度末をもって終了するため、埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する。

二 内容

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を促進するため、国は平成二十一年度に医療施設耐震化臨時特例交付金制度を創設し、平成二十四年度まで各道府県に交付してきた。

本県では、この交付金を埼玉県医療施設耐震化基金に積み立て、国の承認を受けた病院耐震化工事に対して同基金を財源として補助してきた。

平成二十八年度末をもって同基金を充当する事業が全て終了するため、埼玉県医療施設耐震化基金条例を廃止する。

三 施行期日

平成二十九年四月一日